

日進市地域包括支援センター運営部会 （平成30年度～平成32年度）について

1 位置づけ

○運営部会は、高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の部会として位置づけられる。

高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

地域包括支援センター運営部会

※各部会の委員は、運営協議会の委員の中から会長が指名

地域密着型サービス運営部会

日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の運営に関する規則
（部会）

第2条 規則第7条の規定に基づき、協議会に次に掲げる部会を置く。

（1）地域密着型サービス運営部会

（2）地域包括支援センター運営部会

2 目的

○地域包括支援センター（以下「センター」という。）における各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すこと。

介護保険法施行規則第140条の6第2号ロ

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

3 所掌事項

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点等から部会が必要であると判断した事項に関すること。
- (4) その他地域包括ケアに関すること。

4 平成30年度～平成32年度の主な検討事項（予定）

(1) 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化（詳細は資料3）

- 全国で統一して用いる評価指標（以下「全国統一指標」という。）に基づく市、センター業務の実施状況の現状把握
- 現状把握を踏まえたセンターの機能強化策の検討
- 全国統一指標を参考にした事業報告内容の充実検討

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務における環境整備

- 関係機関の連携体制構築支援 等
また、ここからの派生として
- 介護予防ケアマネジメントにおける多職種連携
- 多職種連携による地域ケア会議の充実

《図表4-1 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のイメージ》

